

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	桂川町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.keisen.fukuoka.jp/kurashi/bango/renkei.php

執行機関名 桂川町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第17号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第17号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上</u> に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もつて <u>母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第17号) 桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則(昭和58年規則第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	以下のものに係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 ①当該申請に係る母子家庭の母 ②当該申請に係る母子家庭の母の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするもの ③当該申請に係る父子家庭の父 ④当該申請に係る父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするもの ⑤当該申請に係る父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるもの ⑥当該申請に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ若しくはニに該当し、かつ母のいない児童、同項第2号ロ若しくはニに該当し、かつ父がいない児童又は児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の3に規定する児童で当該父母が死亡した児童を養育する者 ⑦当該申請に係る父母のない児童のうち、⑥に掲げる父母が死亡した児童等を除いた児童を養育する者
備考		